資料No. 2

簡易水道統合に向けた進捗状況について

環境部環境総務課

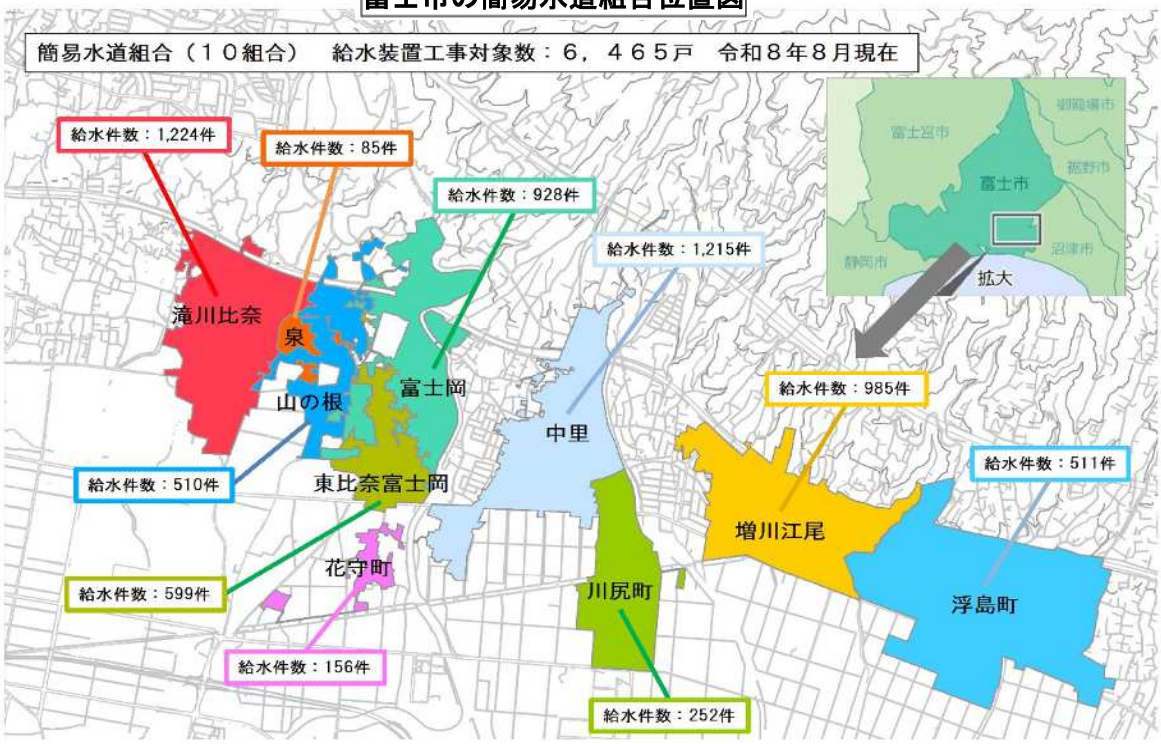
概　要

本市の東部地域には、地元住民により運営される簡易水道組合が１０組合存在しているが、役員の高齢化、後継者不足、施設の老朽化等により安定的な事業運営に問題がある。さらに、施設の計画的な更新や災害からの復旧などには、多額の費用が必要となるため、簡易水道組合単独では対応が困難な状況になっている。

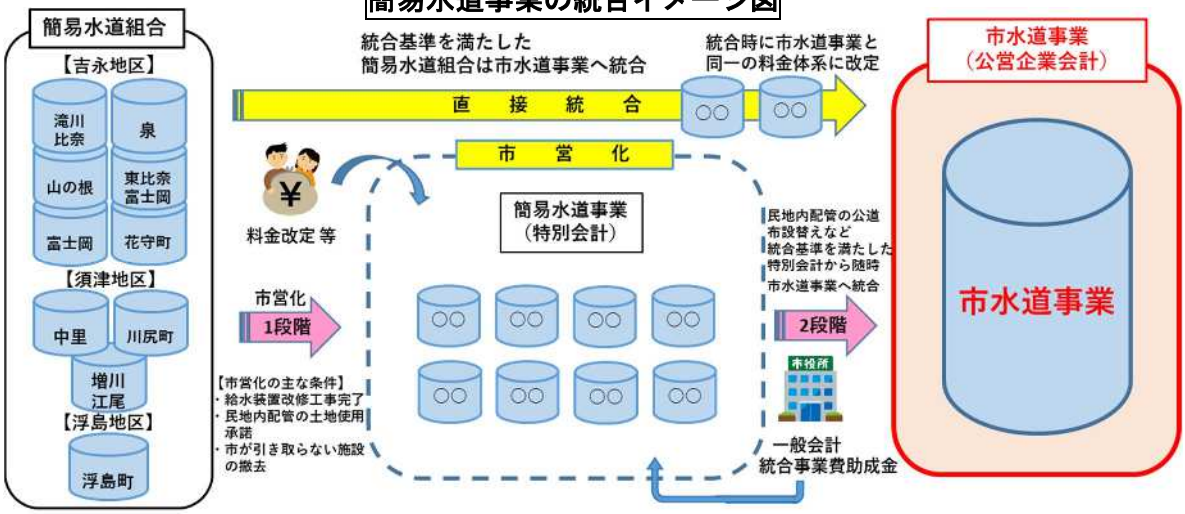
また、国においては、令和６年度から、水道整備・管理に係る所管省庁が厚生労働省から国土交通省に移管され、施設の老朽化や耐震化への対応、災害発生時における復旧支援策の充実など、災害に強い水インフラ整備に対する取組が強化された。

このような背景を踏まえ、災害対策として早期統合の必要性があると捉え、令和６年６月に、これまで推進してきた市水道事業への「直接統合」以外に、簡易水道の運営を地元から市が引き継ぎ、市営簡易水道事業（特別会計）として運営した後に統合する「市営化」手法を加え、統合に向けて更なる推進を図ることになった。

富士市の簡易水道組合位置図



簡易水道事業の統合イメージ図



各簡易水道組合の統合に向けての状況と令和９年４月に市営化又は直接統合できる簡易水道組合に関する可否判断

市営化の条件として、各簡易水道組合には、①給水装置改修工事完了、②民地内配管の土地使用承諾、③市が引き取らない施設（消火栓等）の撤去を進めていただく必要があるが、令和８年８月時点の進捗状況は下図のとおりであった。

統合手法	組合名	直接統合又は市営化予定時期	進捗状況					
			①給水装置改修工事の完了				②民地内配管の土地使用承諾	③消火栓の撤去
			申込書申請受付数/給水装置調査件数		申込書未提出数	工事未着手箇所	対応済数/必要箇所数	撤去数/撤去すべき消火栓数
市営化	滝川比奈	令和９年４月	530 件/1,224 件	43.3%	694 件	多数	0 箇所/103 箇所	0 基/35 基
市営化	泉	令和９年４月	38 件/85 件	44.7%	47 件	5 件	7 箇所/11 箇所	0 基/4 基
市営化	山の根	令和９年４月	37 件/510 件	7.3%	473 件	約 60 件	0 箇所/20 箇所	0 基/17 基
市営化	東比奈富士岡	令和９年４月	552 件/599 件	92.2%	47 件	4 件	18 箇所/18 箇所	12 基/18 基
市営化	富士岡	令和９年４月	391 件/928 件	42.1%	537 件	290 件	25 箇所/25 箇所	0 基/39 基
市営化	川尻町	令和９年４月	125 件/252 件	49.6%	127 件	20 件	0 箇所/15 箇所	0 基/5 基
市営化	浮島町	令和９年４月	46 件/511 件	9.0%	465 件	13 件	2 箇所/150 箇所	4 基/51 基
市営化	増川江尾	令和 10 年４月	0 件/985 件	0%	985 件	多数	0 箇所/56 箇所	0 基/31 基
市営化	中里	令和 12 年４月	0 件/1,215 件	0%	1,215 件	多数	0 箇所/38 箇所	0 基/22 基
直接統合	花守町	令和９年５月	127 件/156 件	81.4%	29 件	1 件	民地内配管なし	0 基/1 基

※市営化の条件となっている「①給水装置改修工事の完了」については、水道法の第１６条に基づき、給水装置の構造及び材質を確認しなければならないため、確実に完了していただく必要がある。このため、８月時点で「申込書未提出数が２００件以下」、「工事未着手箇所が２０件以下」である組合が令和９年４月に直接統合又は市営化できる判断となった。

（ ：令和９年４月に市営化又は直接統合できる簡易水道組合）

特別会計の設置

市営簡易水道事業の歳入と歳出の関係を明確にし、円滑な運営とその経理の適正を図るため、一般会計と水道事業会計を区別し、地方自治法第 209 条第２項の規定に基づく特別会計を設置し、市営簡易水道事業として運営していく。

なお、水道料金、設計審査および工事検査手数料、水道使用証明等手数料、加入金は、市水道事業で設定している料金に準ずる予定である。

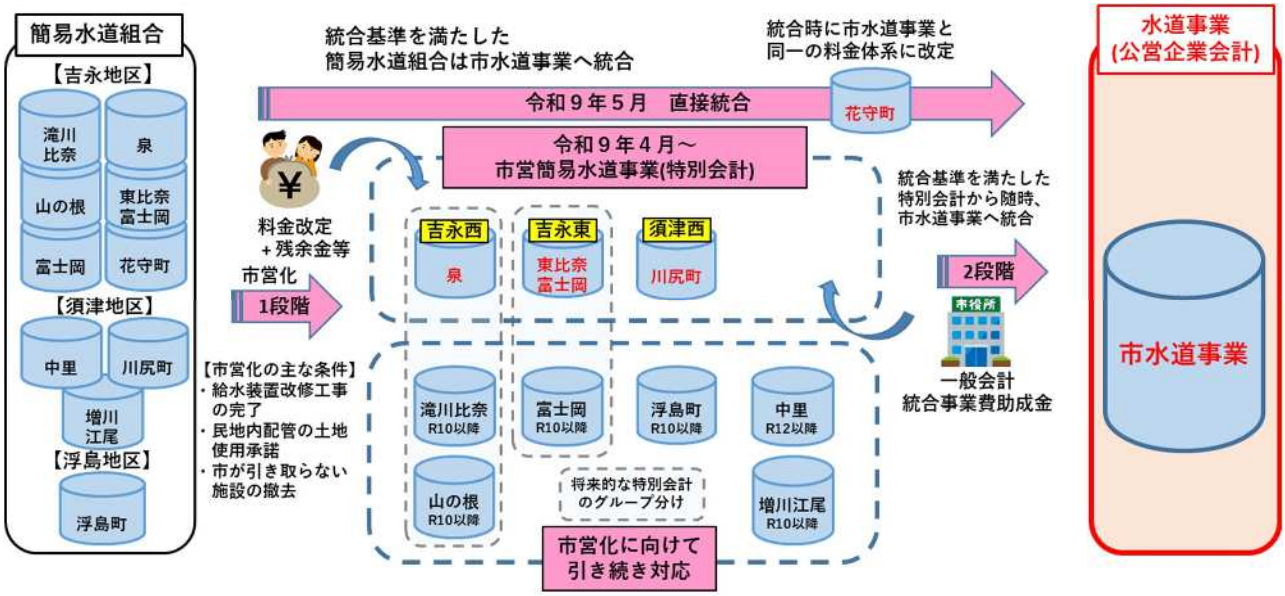
> （地方自治法第 209 条第２項）
>
> 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

令和９年度の特別会計の設置予定は以下のとおりである。

設置年度	特別会計名称	対象簡易水道組合	特別会計数
令和９年度	① 吉永西簡易水道事業特別会計 ② 吉永東簡易水道事業特別会計 ③ 須津西簡易水道事業特別会計	①泉簡易水道組合 ②東比奈富士岡水道組合 ③川尻町簡易水道組合	３会計

将来的な拡充

令和９年４月に市営化が実現しなかった組合について、出来るだけ早期に残りの給水装置改修工事の完了、民地内配管の土地使用承諾、消火栓の撤去を実施していただく。



今後の予定

令和９年４月の市営化に向けて、令和８年１１月定例会に「富士市簡易水道事業条例」と「富士市簡易水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例」を制定する議案及び「富士市特別会計条例」の一部を改正する議案等を上程する。

また、令和９年２月定例会での新年度予算の上程を行い、併せて、特別会計の設置、県への創設認可申請、給水装置申込書の審査、マッピングシステムへの反映、簡易水道料金の徴収業務に関する準備などを令和９年３月末までに完了する。